

令和 7 年

第 2 回市議会定例会 議案第 5 号

職員の勤務時間に関する条例および職員の休日および休暇  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
職員の勤務時間に関する条例および職員の休日および休暇に関する条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

職員の勤務時間に関する条例および職員の休日および休暇  
に関する条例の一部を改正する条例  
(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間に関する条例（平成 3 年函館市条例第 3 号）の  
一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 を第 7 条の 4 とする。

第 7 条の 2 第 1 項中「申告，請求または申出（以下「請求等」とい  
う。）」を「請求等」に改め，同条を第 7 条の 3 とし，第 7 条の次に  
次の 1 条を加える。

(妊娠，出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 7 条の 2 任命権者は，職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年  
函館市条例第 2 号）第 2 2 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては，  
同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」  
という。）に対して，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号  
において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知  
らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求，申告または申出（以下「請求等」  
という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第 2 2 条第 1 項の規定による申

出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（職員の休日および休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「第7条の4第1項」を「第7条の5第1項」に改める。

第7条の5を第7条の6とする。

第7条の4第1項中「申告，請求または申出（以下「請求等」という。）」を「請求等」に改め，同条を第7条の5とし，第7条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠，出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第7条の4 任命権者は，職員の育児休業等に関する条例（平成4年

函館市条例第2号)第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項および附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例第7条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の職員の休日および休暇に関する条例第7条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案理由)

職員への仕事と育児の両立支援制度等に係る意向確認の措置等に関する規定を整備するため